

水俣病被害者救済の早期実現をめざす

# 国会通信 No.2

2025年10月15日発行

発行・ノーモア・ミナマタ  
被害者・弁護団全国連絡会議  
熊本県水俣市桜井町2丁目2-20  
電話 0966-62-7502  
FAX 0966-62-1154

水俣病公式確認から70年 被害者が生きているうちに救済を！

## 近畿訴訟、第3回控訴審期日開かる！

令和7年9月19日、ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟の大阪高裁での第3回口頭弁論期日が開かれました。

同日は、期日に先立ち、昼休みに、裁判所前で恒例の宣伝行動を行い、世話人の原告が、次々にマイクを持って、自分の被害や早期解決を求める思いを道行く市民や裁判所の関係者に訴えました。また、ピラマキには、支援の方々も加わり、用意していたピラを全部配布しました。



続いて、午後に202号大法廷で行われた弁論では、まず、原告の前田芳枝さんの自宅での生活状況を谷弁護団員が撮影してきた動画が法廷で上映され、手が震えて字がうまく書けない、急須の湯が注げない、スマホのキーを押そうとすると二度押しになってしまう、といった水俣病による日常生活の被害の状況が再現されました。

それを受けて、前田さん本人が、意見陳述に立ち、水俣病患者は、一見、普通の人と変わらないが、実際は、手足をもぎとられたのと同じような苦しみを毎日味わっ

ていること、全員勝訴の大阪地裁判決には嬉しくて涙が止まらなかったが、国やチッソが控訴したために争いが続いていること、原告らは、生きていくのがやっとで、一刻も早い救済を待ち望んでいること、などの切実な思いを訴えました。

続けて、弁護団員が、控訴審での主要な争点である疫学（西念弁護士）、病像（中島弁護士）、責任（徳井弁護士）の3つの分野について、スライドを上映しながら、原告側の主張の要点を説明するプレゼンテーションを行いました。

その後、被告の国とチッソも、それぞれ、プレゼンテーションを行いました。その内容は従前の主張の繰り返しでした。

こうして2時間くらいで弁論は終了しましたが、原告側は、新しい裁判官に、原告側の主張の正当性と本件訴訟の早期解決の必要性をアピールすることができたと考えています。

